



第3回

印章の種類と意義

今回は、印章・印影の種類とそれぞれの意義について、説明します。

▽実印と認印

実印とは、公的に届け出た印章です。

個人の場合は、登録しようとする印章を住民登録してある市区町村役場から出張所に持参し、印鑑登録申請を行うこととなります。印章は市販のものでも構いません。

会社の場合は、会社の本店所在地を管轄する法務局に設立登記をする際に届け出る印章であり、これがその会社の代表者印となります。

認印とは、これら以外の印章です。

実印と認印の差異ですが、実印が必要と法定されている場合(例えば、不動産所有権移転登記の売主側、遺産分割協議に基

づいて相続登記をするときの遺産分割協議書など)を除き、法的効力に差異はありません。しかし、争いとなったときは、実印の方が証明力が強い(本人が押したと推定される)。

▽会社印の種類

社長印。会社の実印のことです。通常は二重の円内に「○○株式会社(外円内)」 「代表取締役印(内円内)」と刻印されているので、俗に丸印と呼ばれます。

社印。通常四角の印章に「○株式会社之印」と刻印されているので、俗に角印と呼ばれます。これは認印です。

銀行印。取引銀行に届け出た印章で、預金の払戻しや手形小切手の振出などが必要となります。実印(社長印)を用いても構いません。

担当者印。担当者が職務上使用する印章です。担当権限のあるものが押印したものであれば、法的にその会社に効力が及びます。

▽印鑑証明書

印鑑証明書は、押印された印影が実印によるものであること

を証明するための書類です。印鑑証明書が必要とされる場合は、3か月または6か月以内のものに要求されることが多いので注意が必要です。

印鑑登録証(カード)により

印鑑証明書を取得することができます。実印と同カード、印鑑登録証明書は全部盗難に遭うと危険ですから別々に保管すべきです。

▽印影の種類

契印。1通の文書が2通以上にわたるときに、その文書が一体であり、その順序に綴られていることを明らかにするために、文書の両頁にまたがって押印する印影です。一部差し替えを防止します。署名部分に押印する印影を使います。

訂正印。文章の字句を訂正する際に押印する印影で、署名部分に押印する印影を使います。捨印。後日の文書内容の訂正のため、予め欄外に押印する印影で、署名部分に押印する印影を使います。訂正の際に一々改めて押印をもらわなくて済むので便利ですが、悪用される危険もありますので、相手方が信用

できる場合にのみ押印します。実際にこの捨印が利用された場合は、訂正印となります。

割印。2通以上の独立した文書がある場合に、その文書が同一であるとか、関連があることを示すために、それらの文書にまたがって押印する印影です。

消印。収入印紙の再使用を防ぐために、印紙と台紙にまたがって押印する印影です。

止印。文書の終了を示すために文書末尾に押印する印影です。あまり使われていません。

▽記名押印と署名

署名は自書するものです。記名は、署名以外の方法、すなわちゴム印やスタンプ、印刷などで名称を表すものです。記名は署名のように本人特有の痕跡が残らないため、押印をあわせて用います。すなわち、記名には押印が必要と行うこととなります。

例えば手形は、広義の署名が要件とされていますが、記名押印も法定の要件とされています。銀行は銀行届出印(印影)と手形上の印影を照合して、本人を同定しています。

山下江法律事務所
Yamashita Ko Law Office 広島弁護士会所属

山下江 検索 企業法務専門サイトあります
http://www.hiroshima-kigyo.com
相談予約専用フリーダイヤル
0120-7834-09
予約受付:平日9時~21時、土曜10時~17時
〒730-0012 広島市中区上八丁堀4番27号7階 広電白鳥線縮景園前徒歩1分
TEL 082-223-0695 FAX 082-223-2652 アーバンビューグランドタワー隣

◆相談料:30分 5,000円 ◆借金、離婚、相続、交通事故なども扱っています ◆借金無料相談会、交通事故無料相談会実施中!

中四国最大級(弁護士15名、秘書21名) H22.4現在

機動力と総合力で企業トラブルを解決します

契約書 債権回収 労務問題
 知的財産 倒産・再生 顧問契約

NPO法人広島経済活性化推進倶楽部(KKC)主催
第12回 起業家・投資家・専門家「お見合い交流会」
日時:平成22年6月19日(土)15:00~ 会場:RCC文化センター
詳しくは当事務所HP「お知らせ」広島経済活性化推進倶楽部イベント」をご覧ください。